

鈴鹿市男女共同参画実施計画

平成 24 年度～26 年度

鈴鹿市

実施計画策定にあたって

1 実施計画策定の趣旨

平成22年度に新しく男女共同参画基本計画(計画期間平成22年度～26年度)を策定しました。この基本計画を実効あるものとして総合的に推進していくために、各施策についての具体的な事業計画をまとめ、この実施計画として策定するものです。

2 実施計画の期間

平成24年度から平成26年度までの3年間とします。

3 推進体制

各担当課が事業を実施し、年次評価報告を作成します。この報告について、鈴鹿市男女共同参画推進本部会議及び鈴鹿市男女共同参画審議会から評価を受けます。各担当課は、事業を改善した上で、実施していきます。

4 成果指標

指 標 項 目	現状値 (H22 年度)	目標値 (H26 年度)
基本課題Ⅰ 審議会等への女性委員登用率	26.0%	40%
基本課題Ⅱ 男女共同参画意識の普及度	51.3%	75%
基本課題Ⅲ 女性にとって働きやすい環境であると感じている人の割合	29.5%	35%
基本課題Ⅳ 男性の平均家事労働時間が1日平均30分以上である家庭の割合	38.2%	40%
基本課題Ⅴ DV被害を受けたときに相談できる機関を知っている人の割合	29.1%	60%

基本計画の体系

目的	基本課題	施策の基本的方向
男女共同参画社会の実現	1 政策・方針決定過程における男女間の格差の改善	① 市政への女性の参画拡大
		② 市役所等における女性職員登用
		③ 企業・地域団体等における方針決定過程への女性の参画拡大
		④ 人材の育成
	2 性別による固定的役割分担意識に基づく制度及び慣行の改善及び男女共同参画の推進に関する啓発・広報やマスメディアとの連携	① 制度や慣行の見直し
		② 広報・啓発活動と生涯学習の充実
		③ メディアにおける人権尊重
	3 教育や労働の場における男女共同参画の推進	① 男女共同参画の視点に立った学校教育・保育の充実
		② 女性の就労環境の改善と就労支援
		③ 農林水産業・商工自営業に従事する女性の労働条件の向上
	4 職業生活における活動と家庭及び地域生活における活動等の両立支援	① 子育て・介護支援策の充実
		② 男女共同参画の家庭づくり
		③ 男女共同参画の地域づくり
		④ 防災・環境分野等における男女共同参画の促進
	5 DV・セクハラ・児童虐待等人権侵害対策の推進及び心と体の健康づくり支援	① DV・セクハラ・児童虐待等人権侵害対策の推進
		② 心と体の健康づくり支援
		計画の推進

基本課題Ⅰ 政策・方針決定過程における男女間の格差の改善「重点」

施策1 市政への女性の参画拡大

単位施策1 政策・施策形成の場への女性の参画を拡大するため、「鈴鹿市審議会等の設置及び見直しに関する要綱（平成13年告示第33号）」に基づき、審議会等委員への女性登用を進めます。あて職委員の見直しや公募委員枠の設定・拡大等を図りながら、女性委員の登用を推進し、女性委員比率40%の早期達成に努めます。

	取組の内容	担当課
1	審議会等委員選任のための事前協議の仕組みを見直すとともに、事前協議を徹底します。	人事課
2	各審議会等委員の改選時期を把握しておき、担当課から3か月前になっても事前協議がされない場合は、当課から事前協議を行うよう促します。	男女共同参画課
3	女性委員登用率40%以上を目指し、次のとおり取り組みます。	関係各課

審議会等の名称	総合計画審議会	
所管課	企画課	
現在の登用率	25%（20人中5人）	
今後の登用計画		
目標値	目標値達成のために実施すること	
平成25年4月1日	%以上	（休会）
平成26年4月1日	40%以上	現在、委員の選出を依頼している団体の見直しを図るとともに公募枠を設定します。
平成27年4月1日	40%以上	同上

審議会等の名称	固定資産評価審査委員会	
所管課	市民税課	
現在の登用率	33%（3人中1人）	
今後の登用計画		
目標値	目標値達成のために実施すること	
平成25年4月1日	33%以上	3名の委員定数に対し、1名の女性委員の登用を維持しつつ、改選時には更なる女性の登用が可能か検討します。
平成26年4月1日	33%以上	同上
平成27年4月1日	33%以上	同上

審議会等の名称	公平委員会	
所管課	総務課	
現在の登用率	33% (3人中1人)	
今後の登用計画		
目標値	目標値達成のために実施すること	
平成25年4月1日	33%以上	3名の委員定数に対し、1名の女性委員の登用を維持します。
平成26年4月1日	33%以上	同上
平成27年4月1日	33%以上	同上

審議会等の名称	公の施設の指定管理者選定委員会	
所管課	総務課	
現在の登用率	20% (5人中1人)	
今後の登用計画		
目標値	目標値達成のために実施すること	
平成25年4月1日	40%以上	平成25年の委員改選に向け、委員候補となる女性を高等教育機関や弁護士会等と連携しながら探していきます。
平成26年4月1日	40%以上	平成27年の委員改選に向け、委員候補となる女性を高等教育機関や弁護士会等と連携しながら探していきます。
平成27年4月1日	40%以上	同上

審議会等の名称	特別職報酬等審議会	
所管課	人事課	
現在の登用率	22% (9人中2人)	
今後の登用計画		
目標値	目標値達成のために実施すること	
平成25年4月1日	40%以上	学識経験者から女性を登用するとともに、団体推薦の委員については推薦依頼時に女性の選出を依頼します。
平成26年4月1日	40%以上	同上
平成27年4月1日	40%以上	同上

審議会等の名称	個人情報保護審査会	
所管課	市政情報課	
現在の登用率	40%（5人中2人）	
今後の登用計画		
目標値		目標値達成のために実施すること
平成25年4月1日	40%以上	女性委員登用率40%（委員5名中2名）を維持します。
平成26年4月1日	40%以上	同上
平成27年4月1日	40%以上	同上

審議会等の名称	情報公開審査会	
所管課	市政情報課	
現在の登用率	40%（5人中2人）	
今後の登用計画		
目標値		目標値達成のために実施すること
平成25年4月1日	40%以上	女性委員登用率40%（委員5名中2名）を維持します。
平成26年4月1日	40%以上	同上
平成27年4月1日	40%以上	同上

審議会等の名称	入札監視委員会	
所管課	契約調達課	
現在の登用率	40%（5人中2人）	
今後の登用計画		
目標値		目標値達成のために実施すること
平成25年4月1日	40%以上	現在の登用率の維持に努めます。
平成26年4月1日	40%以上	同上
平成27年4月1日	40%以上	同上

審議会等の名称	住居表示審議会	
所管課	地域課	
現在の登用率	休会中	
今後の登用計画		
目標値		目標値達成のために実施すること
平成25年4月1日	%以上	（休会）
平成26年4月1日	40%以上	平成27年度に住居表示実施を予定しており、関係する各種団体等へ協力依頼をしていき、目標達成にむけて努力をしていきます。
平成27年4月1日	40%以上	同上

審議会等の名称	防災会議	
所管課	防災危機管理課	
現在の登用率	3% (37人中1人)	
今後の登用計画		
目標値		目標値達成のために実施すること
平成25年4月1日	10%以上	法律で各組織の長と定められている委員もありますが、指定公共機関又は指定地方公共機関については役員又は職員を任命できることから、新たに委員を選出する場合には、女性の選出を積極的に呼びかけていきます。
平成26年4月1日	10%以上	同上
平成27年4月1日	10%以上	同上

審議会等の名称	交通安全対策会議	
所管課	地域課	
現在の登用率	37% (19人中7人)	
今後の登用計画		
目標値		目標値達成のために実施すること
平成25年4月1日	40%以上	委員の選出時に各団体へ女性の選出を依頼します。
平成26年4月1日	40%以上	同上
平成27年4月1日	40%以上	同上

審議会等の名称	国民保護協議会	
所管課	防災危機管理課	
現在の登用率	12% (34人中4人)	
今後の登用計画		
目標値		目標値達成のために実施すること
平成25年4月1日	15%以上	任期の関係上、登用率を上げることは出来ません。
平成26年4月1日	28%以上	国民保護協議会の委員は法で委員構成が指定されているため、女性の登用を増やすのは困難であるが、大学等の委員を選ぶ余地のある団体については女性の選出を呼びかけていきます。
平成27年4月1日	40%以上	同上

審議会等の名称	交通安全都市推進協議会常任委員会	
所管課	地域課	
現在の登用率	7% (15人中1人)	
今後の登用計画		
目標値	目標値達成のために実施すること	
平成25年4月1日	10%以上	各種団体に女性委員の選出を依頼します。
平成26年4月1日	15%以上	委員の選出基準を改めます。
平成27年4月1日	40%以上	同上

審議会等の名称	人権擁護に関する審議会	
所管課	人権政策課	
現在の登用率	50% (8人中4人)	
今後の登用計画		
目標値	目標値達成のために実施すること	
平成25年4月1日	40%以上	今後も、委員の改選にあたっては、登用率の維持に努めます。
平成26年4月1日	40%以上	同上
平成27年4月1日	40%以上	同上

審議会等の名称	一ノ宮市民館・一ノ宮団地隣保館運営委員会	
所管課	人権政策課	
現在の登用率	19% (16人中3人)	
今後の登用計画		
目標値	目標値達成のために実施すること	
平成25年4月1日	20%以上	登用率の向上のため、委員の構成・定数を見直すとともに、関係機関には、女性の選出を依頼していきます。
平成26年4月1日	30%以上	同上
平成27年4月1日	40%以上	同上

審議会等の名称	一ノ宮団地児童センター運営委員会	
所管課	人権政策課	
現在の登用率	20% (20人中4人)	
今後の登用計画		
目標値	目標値達成のために実施すること	
平成25年4月1日	25%以上	登用率の向上のため、委員の構成・定数を見直すとともに、関係機関には、女性の選出を依頼していきます。
平成26年4月1日	30%以上	同上
平成27年4月1日	40%以上	同上

審議会等の名称	玉垣会館運営委員会	
所管課	人権政策課	
現在の登用率	31% (16人中5人)	
今後の登用計画		
目標値	目標値達成のために実施すること	
平成25年4月1日	30%以上	登用率の向上のため、委員の構成・定数を見直すとともに、関係機関には、女性の選出を依頼していきます。
平成26年4月1日	35%以上	同上
平成27年4月1日	40%以上	同上

審議会等の名称	玉垣児童センター運営委員会	
所管課	人権政策課	
現在の登用率	31% (16人中5人)	
今後の登用計画		
目標値	目標値達成のために実施すること	
平成25年4月1日	30%以上	登用率の向上のため、委員の構成・定数を見直すとともに、関係機関には、女性の選出を依頼していきます。
平成26年4月1日	35%以上	同上
平成27年4月1日	40%以上	同上

審議会等の名称	男女共同参画審議会	
所管課	男女共同参画課	
現在の登用率	50% (8人中4人)	
今後の登用計画		
目標値	目標値達成のために実施すること	
平成25年4月1日	40%以上	現在の登用率を維持します。
平成26年4月1日	40%以上	同上
平成27年4月1日	40%以上	同上

審議会等の名称	文化財調査会	
所管課	文化課	
現在の登用率	10% (10人中1人)	
今後の登用計画		
目標値	目標値達成のために実施すること	
平成25年4月1日	10%以上	今後の委員交代時期に女性登用ができるよう努力していきます。
平成26年4月1日	18%以上	同上
平成27年4月1日	18%以上	同上

審議会等の名称	金生水沼沢植物群落保護増殖事業推進委員会	
所管課	文化課	
現在の登用率	0% (8人中0人)	
今後の登用計画		
目標値	目標値達成のために実施すること	
平成25年4月1日	12%以上	今後の委員交代時期に女性登用ができるよう努力していきます。
平成26年4月1日	12%以上	同上
平成27年4月1日	12%以上	同上

審議会等の名称	文化振興ビジョン策定委員会	
所管課	文化課	
現在の登用率	50% (10人中5人)	
今後の登用計画		
目標値	目標値達成のために実施すること	
平成25年4月1日	50%	現状維持を維持します。
平成26年4月1日	%以上	(解散)
平成27年4月1日	%以上	(解散)

審議会等の名称	公民館運営審議会	
所管課	生涯学習課	
現在の登用率	50% (8人中4人)	
今後の登用計画		
目標値	目標値達成のために実施すること	
平成25年4月1日	40%以上	現在の登用率を維持できるよう、役員改選時に女性の参画を促す啓発に努めます。
平成26年4月1日	40%以上	同上
平成27年4月1日	40%以上	同上

審議会等の名称	社会教育委員	
所管課	生涯学習課	
現在の登用率	50% (8人中4人)	
今後の登用計画		
目標値	目標値達成のために実施すること	
平成25年4月1日	40%以上	現在の登用率を維持できるよう、役員改選時に女性の参画を促す啓発に努めます。
平成26年4月1日	40%以上	同上
平成27年4月1日	40%以上	同上

審議会等の名称	放課後子どもプラン運営委員会	
所管課	生涯学習課	
現在の登用率	67% (6人中4人)	
今後の登用計画		
目標値	目標値達成のために実施すること	
平成25年4月1日	40%以上	男女の登用率の均衡を図れるよう、役員改選時に啓発に努めます。
平成26年4月1日	40%以上	同上
平成27年4月1日	40%以上	同上

審議会等の名称	スポーツ推進委員協議会	
所管課	スポーツ課	
現在の登用率	19% (57人中11人)	
今後の登用計画		
目標値	目標値達成のために実施すること	
平成25年4月1日	30%以上	各地区より1~2名を選出していただいております、2名の場合は男女1名ずつの選出をお願いします。
平成26年4月1日	30%以上	同上
平成27年4月1日	40%以上	同上

審議会等の名称	図書館運営委員会	
所管課	図書館	
現在の登用率	44% (9人中4人)	
今後の登用計画		
目標値	目標値達成のために実施すること	
平成25年4月1日	40%以上	登用率(目標値)40%以上を維持していきます。
平成26年4月1日	40%以上	同上
平成27年4月1日	40%以上	同上

審議会等の名称	国史跡伊勢国分寺跡保存整備検討委員会	
所管課	考古博物館	
現在の登用率	20% (10人中2人)	
今後の登用計画		
目標値	目標値達成のために実施すること	
平成25年4月1日	20%以上	定員10名の中で欠員が生じた際には女性委員の登用を図ります。
平成26年4月1日	30%以上	同上
平成27年4月1日	40%以上	同上

審議会等の名称	環境審議会	
所管課	環境政策課	
現在の登用率	30% (10人中3人)	
今後の登用計画		
目標値	目標値達成のために実施すること	
平成25年4月1日	30%以上	選出団体に積極的な女性登用を働きかけていきます。
平成26年4月1日	30%以上	同上
平成27年4月1日	40%以上	同上

審議会等の名称	民生委員推薦委員会	
所管課	生活支援課	
現在の登用率	29% (7人中2人)	
今後の登用計画		
目標値	目標値達成のために実施すること	
平成25年4月1日	29%以上	平成25年の委員改選に向け、選出団体に女性登用を働きかけていきます。
平成26年4月1日	40%以上	選出団体に積極的な女性登用を働きかけていきます。
平成27年4月1日	40%以上	同上

審議会等の名称	高齢者福祉計画策定委員会	
所管課	長寿社会課	
現在の登用率	50% (10人中5人)	
今後の登用計画		
目標値	目標値達成のために実施すること	
平成25年4月1日	40%以上	現在の登用率を維持できるよう努めます。
平成26年4月1日	40%以上	同上
平成27年4月1日	40%以上	同上

審議会等の名称	養護老人ホーム入所判定委員会	
所管課	長寿社会課	
現在の登用率	20% (5人中1人)	
今後の登用計画		
目標値	目標値達成のために実施すること	
平成25年4月1日	40%以上	選出団体に積極的な女性登用を働きかけていきます。
平成26年4月1日	40%以上	同上
平成27年4月1日	40%以上	同上

審議会等の名称	障害者施策推進協議会	
所管課	障害福祉課	
現在の登用率	32% (19人中6人)	
今後の登用計画		
目標値		目標値達成のために実施すること
平成25年4月1日	32%以上	機関によっては当て職での委嘱ケースが存在するため、機関等人事異動時、女性登用の形で委員委嘱を依頼します。
平成26年4月1日	35%以上	現在、委員は19名(男性13名+女性6名)のため、改選時に1名増(女性)に努めます。
平成27年4月1日	40%以上	改選時に1名増(女性)に努めます。

審議会等の名称	障害者介護給付等の支給に関する審査会	
所管課	障害福祉課	
現在の登用率	30% (10人中3人)	
今後の登用計画		
目標値		目標値達成のために実施すること
平成25年4月1日	40%以上	現在、委員は10名(男性7名+女性3名)のため、改選時に1名増(男→女)に努めます。
平成26年4月1日	40%以上	同上
平成27年4月1日	40%以上	同上

審議会等の名称	手話通訳者派遣事業運営協議会	
所管課	障害福祉課	
現在の登用率	67% (6人中4人)	
今後の登用計画		
目標値		目標値達成のために実施すること
平成25年4月1日	40%以上	40%以上維持に努めます。
平成26年4月1日	40%以上	同上
平成27年4月1日	40%以上	同上

審議会等の名称	障害者地域自立支援協議会	
所管課	障害福祉課	
現在の登用率	58% (24人中14人)	
今後の登用計画		
目標値		目標値達成のために実施すること
平成25年4月1日	40%以上	40%以上維持に努めます。
平成26年4月1日	40%以上	同上
平成27年4月1日	40%以上	同上

審議会等の名称	要保護児童等・DV対策地域協議会	
所管課	子育て支援課	
現在の登用率	31% (36人中11人)	
今後の登用計画		
目標値	目標値達成のために実施すること	
平成25年4月1日	33%以上	任期途中の委員の交代について、各機関に女性の推薦を依頼します。
平成26年4月1日	35%以上	改選年度にあたり各機関選出の委員について、女性の推薦を依頼します。
平成27年4月1日	40%以上	任期途中の委員の交代について、各機関に女性の推薦を依頼します。

審議会等の名称	国民健康保険運営協議会	
所管課	保険年金課	
現在の登用率	25% (12人中3人)	
今後の登用計画		
目標値	目標値達成のために実施すること	
平成25年4月1日	30%以上	代表を選出いただいている機関に対して、女性を優先して選出いただくよう依頼します。
平成26年4月1日	30%以上	同上
平成27年4月1日	40%以上	同上

審議会等の名称	応急診療所運営委員会	
所管課	健康づくり課	
現在の登用率	0% (8人中0人)	
今後の登用計画		
目標値	目標値達成のために実施すること	
平成25年4月1日	0%以上	応急診療所の運営に携わる委員で構成されており、女性委員の登用は困難と考えるが、会議内で啓発を行っていきます。
平成26年4月1日	0%以上	同上
平成27年4月1日	12%以上	同上

審議会等の名称	応急診療所事故対策委員会	
所管課	健康づくり課	
現在の登用率	0% (8人中0人)	
今後の登用計画		
目標値	目標値達成のために実施すること	
平成25年4月1日	0%以上	事故発生時のみ開催する委員会であり、応急診療所運営委員会と同じ委員であるので、「応急診療所運営委員会」の場で、併せて啓発を行っていきます。
平成26年4月1日	0%以上	同上
平成27年4月1日	12%以上	同上

審議会等の名称	健康づくり推進協議会	
所管課	健康づくり課	
現在の登用率	31% (16人中5人)	
今後の登用計画		
目標値	目標値達成のために実施すること	
平成25年4月1日	31%以上	会議の中で、女性委員の登用について、啓発を行い、女性委員の登用を図っていきます。
平成26年4月1日	37%以上	同上
平成27年4月1日	40%以上	同上

審議会等の名称	予防接種運営委員会	
所管課	健康づくり課	
現在の登用率	40% (5人中2人)	
今後の登用計画		
目標値	目標値達成のために実施すること	
平成25年4月1日	40%以上	現行の女性委員の登用率の維持に努めます。
平成26年4月1日	40%以上	同上
平成27年4月1日	40%以上	同上

審議会等の名称	ものづくり研究開発事業審査委員会	
所管課	産業政策課	
現在の登用率	0% (5人中0人)	
今後の登用計画		
目標値	目標値達成のために実施すること	
平成25年4月1日	20%以上	任期更新期に各機関へ女性を推薦するよう依頼していきます。
平成26年4月1日	20%以上	同上
平成27年4月1日	40%以上	同上

審議会等の名称	地域公共交通会議	
所管課	商業観光課	
現在の登用率	11% (19人中2人)	
今後の登用計画		
目標値	目標値達成のために実施すること	
平成25年4月1日	15%以上	交通事業者から選出される委員に女性が登用されるよう依頼します。
平成26年4月1日	30%以上	同上
平成27年4月1日	40%以上	同上

審議会等の名称	地産地消推進協議会	
所管課	農林水産課	
現在の登用率	33% (12人中4人)	
今後の登用計画		
目標値	目標値達成のために実施すること	
平成25年4月1日	33%	次回改選時に選出団体に女性委員の選出を依頼します。
平成26年4月1日	40%以上	同上
平成27年4月1日	40%以上	同上

審議会等の名称	都市計画審議会	
所管課	都市計画課	
現在の登用率	27% (15人中4人)	
今後の登用計画		
目標値	目標値達成のために実施すること	
平成25年4月1日	33%以上	平成24年度の委員改正時に女性委員の1名増員に努め、委員定数15名の内5名の登用を目指します。また市議会から選任される委員5名の中により多くの女性市議の選任を市議会にお願いしていきます。
平成26年4月1日	38%以上	市議会から選任される委員5名からより多くの女性市議の選任を市議会にお願いしていきます。
平成27年4月1日	40%以上	平成26年度の委員改正時に女性委員の1名増員に努め、委員定数15名の内6名の登用を目指します。また市議会から選任される委員5名の中により多くの女性市議の選任を市議会にお願いしていきます。

審議会等の名称	景観審議会	
所管課	都市計画課	
現在の登用率	33% (12人中4人)	
今後の登用計画		
目標値		目標値達成のために実施すること
平成25年4月1日	38%以上	平成24年度の委員改正時に委員定数13名に対して、現在1名の欠員の為、女性委員を1名増員させ、13名中5名を登用して委員定数を満たすように努力します。
平成26年4月1日	38%以上	欠員が生じた場合は、女性委員の登用に努めます。
平成27年4月1日	40%以上	平成26年度の委員改選時に女性委員の1名増員に努め、委員定数13名の内6名の登用を目指します。

審議会等の名称	建築審査会	
所管課	建築指導課	
現在の登用率	29% (7人中2人)	
今後の登用計画		
目標値		目標値達成のために実施すること
平成25年4月1日	40%以上	女性登用率40%以上を確保するため、選任区分に沿った人材に打診を行います。
平成26年4月1日	40%以上	同上
平成27年4月1日	40%以上	同上

審議会等の名称	ラブホテル建築等規制審議会	
所管課	建築指導課	
現在の登用率	40% (5人中2人)	
今後の登用計画		
目標値		目標値達成のために実施すること
平成25年4月1日	40%以上	維持します。
平成26年4月1日	40%以上	同上
平成27年4月1日	40%以上	同上

審議会等の名称	市営住宅入居者選考委員会	
所管課	住宅課	
現在の登用率	14% (7人中1人)	
今後の登用計画		
目標値		目標値達成のために実施すること
平成25年4月1日	40%以上	構成員を庁内職員より選定する方法に市営住宅管理条例施行規則の改正を検討します。
平成26年4月1日	40%以上	同上
平成27年4月1日	40%以上	同上

審議会等の名称	水道ビジョン中間検証委員会	
所管課	水道総務課	
現在の登用率	40% (5人中2人)	
今後の登用計画		
目標値	目標値達成のために実施すること	
平成25年4月1日	40%以上	40%以上維持に努めます。
平成26年4月1日	以上	(解散)
平成27年4月1日	以上	(解散)

審議会等の名称	教育委員会	
所管課	教育総務課	
現在の登用率	40% (5人中2人)	
今後の登用計画		
目標値	目標値達成のために実施すること	
平成25年4月1日	40%以上	5人の教育委員の内、女性委員2人以上の登用を継続します。
平成26年4月1日	40%以上	同上
平成27年4月1日	40%以上	同上

審議会等の名称	結核対策委員会	
所管課	学校教育課	
現在の登用率	30% (10人中3人)	
今後の登用計画		
目標値	目標値達成のために実施すること	
平成25年4月1日	40%以上	改選時に、選出団体に対して女性委員を推薦いただくよう要請を行っていきます。
平成26年4月1日	40%以上	同上
平成27年4月1日	40%以上	同上

審議会等の名称	ランチサービス事業推進委員会	
所管課	学校教育課	
現在の登用率	33% (9人中3人)	
今後の登用計画		
目標値	目標値達成のために実施すること	
平成25年4月1日	40%以上	改選時に、選出団体に対して女性委員を推薦いただくよう要請を行っていきます。
平成26年4月1日	40%以上	同上
平成27年4月1日	40%以上	同上

審議会等の名称	教育研究所運営審議会	
所管課	教育研究所	
現在の登用率	42% (12人中5人)	
今後の登用計画		
目標値		目標値達成のために実施すること
平成25年4月1日	40%以上	鈴鹿市審議会等の設置及び見直しに関する要項に基づき、女性委員の積極的な登用を進め、登用率の現状維持に努めます。
平成26年4月1日	40%以上	同上
平成27年4月1日	40%以上	同上

審議会等の名称	就学指導委員会	
所管課	教育研究所	
現在の登用率	75% (24人中18人)	
今後の登用計画		
目標値		目標値達成のために実施すること
平成25年4月1日	40%以上	鈴鹿市審議会等の設置及び見直しに関する要項に基づき、女性委員の積極的な登用を進め、登用率の現状維持に努めます。
平成26年4月1日	40%以上	同上
平成27年4月1日	40%以上	同上

審議会等の名称	消防団活性化対策検討委員会	
所管課	消防課	
現在の登用率	3% (30人中1人)	
今後の登用計画		
目標値		目標値達成のために実施すること
平成25年4月1日	10%以上	要綱の見直しを行い、女性消防団を始め、公募を視野にいたした女性防災関係者の登用できる環境を整備します。
平成26年4月1日	15%以上	大規模災害発生における消防団活動のあり方等を検討していく上で、女性消防団員の積極登用を行います。
平成27年4月1日	20%以上	女性の防災関係者の公募を行い、登用を行います。

審議会等の名称	選挙管理委員会	
所管課	選挙管理委員会事務局	
現在の登用率	25% (4人中1人)	
今後の登用計画		
目標値	目標値達成のために実施すること	
平成25年4月1日	40%以上	現委員の任期は平成25年1月11日まで。委員は4名で、市議会が決定する案件であり、選管は決定しません。
平成26年4月1日	40%以上	同上
平成27年4月1日	40%以上	同上

審議会等の名称	監査委員	
所管課	監査委員事務局	
現在の登用率	0% (3人中0人)	
今後の登用計画		
目標値	目標値達成のために実施すること	
平成25年4月1日	30%以上	事務局が関わる人選にあたっては、改選時に税理士会等へ女性の推薦を依頼するなど、可能な限り女性の登用に配慮していきます。
平成26年4月1日	30%以上	同上
平成27年4月1日	33%以上	同上

審議会等の名称	農業委員会	
所管課	農業委員会事務局	
現在の登用率	7% (28人中2人)	
今後の登用計画		
目標値	目標値達成のために実施すること	
平成25年4月1日	7%以上	議会推薦の選任委員には引き続き女性の登用を求めていきます。
平成26年4月1日	7%以上	同上
平成27年4月1日	7%以上	同上

単位施策2 女性が政治の場で活躍できるような社会風土づくりや市政への女性参画を促進するため、啓発活動や各種講座の開催に努めます。

	取組の内容	担当課
1	「市長と話そう！鈴鹿（まち）づくりミーティング」を開催し、託児を実施するなど、女性の参加を促します。	市民対話課

2	男女共同参画情報紙「今・ima」や、男女共同参画センターホームページ、広報すずかを通して男女共同参画に関する情報を発信するとともに、講演会や講座を開催して啓発します。	男女共同参画課
---	---	---------

施策2 市役所等における女性職員の登用

単位施策1 公平・公正に人材を評価し、性別にかかわらず能力を発揮できるシステムづくりを進めます。

	取組の内容	担当課
1	人事評価制度を拡大するとともに、評価者訓練を実施します。	人事課

単位施策2 女性職員の管理監督者への積極的登用や男女の偏りのない職員配置を進めるとともに、各種研修を充実します。

	取組の内容	担当課
1	女性職員の職域の拡大や、女性リーダー養成を目的とした研修等へ積極的に派遣するとともに、能力と適性に応じた女性管理監督者の積極的な登用を行います。	人事課

単位施策3 県教委の小中学校長・教頭職への積極的な女性登用の方針に沿って働きかけをします。

	取組の内容	担当課
1	各学校長を通じて、女性職員に対して管理職選考試験や自主学習会への参加を呼び掛け、昇任への意欲を高めるための働きかけを引き続き行います。	学校教育課

施策3 企業・地域団体等における方針決定過程への女性の参画拡大

単位施策1 企業の方針決定過程の場に女性の参画を促すため、広報・啓発に努めます。

	取組の内容	担当課
1	関係課や関係機関と連携して、男女共同参画のパンフレットを市内企業へ配布します。	男女共同参画課

2	三重県と連携して「男女がいきいきと働いている企業」認証制度などの周知に努め、事業主などに対して女性の人材登用について働きかけます。	産業政策課
---	---	-------

単位施策 2 地域で活動する様々な団体の役員等へ女性の参画を促すため、広報、啓発に努めます。

	取組の内容	担当課
1	自治会役員等への女性の参加を促すため、自治会連合会役員の会議等において、男女共同参画を啓発するためのチラシ等を配布します。	地域課
2	地域活動などの方針決定の場への女性の参加を促すために、広報すずかや出前講座等を利用して女性の参画の必要性を啓発します。	男女共同参画課
3	役員改選時において、女性の参画率の高い団体に対してはその維持を、低い団体に対しては女性の参画を啓発します。	生涯学習課
4	商工会議所等関係機関と連携し、広報・啓発を行います。	商業観光課

施策 4 人材の育成

単位施策 1 学習や研修の機会を提供し、これからの社会の担い手となる人材の育成を支援するとともに、すべての人が個性と能力を発揮し活躍できる場の提供に努めます。

	取組の内容	担当課
1	地域づくりにおいて女性の視点は欠かせないため、地域づくり研修会等で、その重要性を訴えるとともに、女性の参加を呼びかけます。	地域課
2	各地域で人権尊重まちづくり講演会を企画し、その中で住みよいまちをつくるためには、男女の区別なく参加することの大切さを訴えます。また、主要な啓発イベントには託児所を設け、学習意欲のある男女を支援します。	人権政策課
3	女性たちが自らの意思によってあらゆる分野に参画できる能力を身につけるため、エンパワーゼミなどのキャリアアップ講座を開催するとともに、市民委託事業を実施して活躍できる場の提供を行います。	男女共同参画課
4	公民館において、男女共同参画の理解に向けた講座の開催に努めるとともに、学習した成果を発揮できるような場の提供に努めます。	生涯学習課
5	三重県スポーツ推進委員連絡協議会女性部会や北勢地区スポーツ推進委員連絡協議会女性部へスポーツ推進委員を派遣し、女性の活躍の場を提供します。	スポーツ課

単位施策2 女性の能力発揮の場を拡大するため、人材や団体・グループの情報収集と提供に努めます。

	取組の内容	担当課
1	男女共同参画センター登録団体会議を開催し、団体同士の交流を図るとともに登録団体に対して男女共同参画に関する情報を提供します。	男女共同参画課

単位施策3 あらゆる分野で活躍する女性の人材を発掘し、人材情報バンクを設置して活用を促します。

	取組の内容	担当課
1	人材リストの充実及び活用を促進するために年度毎に登録者のチェックを行います。また、庁内の審議会等を所管する担当課に女性人材リストの活用を促します。	男女共同参画課

基本課題Ⅱ 性別による固定的役割分担意識に基づく制度及び慣行の改善及び男女共同参画の推進に関する啓発・広報やマスメディアとの連携 「重点」

施策1 制度や慣行の見直し

単位施策1 市の制度・施策が男女共同参画に反していないか調査研究し、必要に応じ見直しを行います。また、新たな施策については、男女共同参画の視点で策定するよう配慮します。

	取組の内容	担当課
1	市の施策・制度が男女共同参画に則したものになるように、職員の男女共同参画意識の向上を図ります。	男女共同参画課

単位施策2 慣習やしきたりの中に残る固定的な性的役割分担を見直し、市民が主体的に行動できる社会風土を醸成するため、男女共同参画に関する意識の啓発に努めます。

	取組の内容	担当課
1	固定的性別役割分担意識を解消するため、男女共同参画情報紙「今 ima」や、男女共同参画センターホームページ、広報すずかを通して男女共同参画に関する情報を発信し、理解を促すとともに講演会や講座等を開催し啓発します。	男女共同参画課

施策2 広報・啓発活動と生涯学習の充実

単位施策1 広報紙や男女共同参画情報紙、ホームページ等様々な広報媒体を活用し、男女共同参画に関する情報提供に努めます。

	取組の内容	担当課
1	男女共同参画情報紙「今・ima」を作成し、自治会回覧や窓口への配置を行うとともに、男女共同参画センターホームページや広報すずかを通して男女共同参画に関する情報を発信します。	男女共同参画課

単位施策 2 男女共同参画に関する学習機会の充実に努めます。また、これまで参加の少ない男性や若い世代が参加しやすいように努めます。

	取組の内容	担当課
1	男女共同参画に関する各種講演会や講座、出前講座を実施します。なお、その際には、たくさんの人が参加できるように開催日時に配慮をするとともに、託児を実施するように努めます。	男女共同参画課
2	P T A家庭教育学級における人権教育講座の中に男女共同参画社会実現に向けた研修内容を盛り込みます。 また、「広報すずか」における啓発コーナー「ひろげよう人権尊重の輪」の中で、男女共同参画に関するテーマの啓発記事を掲載し、広く市民への啓発に努めます。	人権教育課

単位施策 3 男女共同参画に関する学習機会を提供し、公民館活動等の地域の自主的な取り組みを支援します。

	取組の内容	担当課
1	公民館において、男女共同参画の理解のための講座開設に努めます。	生涯学習課

単位施策 4 男女共同参画の意識を深め、男女共同参画の視点に立った施策を推進するため、市職員に対する研修を実施します。

	取組の内容	担当課
1	各所属から一名ずつ男女共同参画推進員を任命して研修を実施し、各所属に男女共同参画意識を浸透させます。	人事課
2	管理職員、新規採用職員、男女共同参画推進員等の職員に対して、男女共同参画研修を実施します。また、男女共同参画推進員を通じて、男女共同参画に関する情報を職員に向けて提供します。	男女共同参画課

施策 3 メディアにおける人権尊重

単位施策 1 市の広報・刊行物について、「表現のガイドライン」を定め、表現の点検に努めます。また、メディア・リテラシーを向上させるため、講演会や講座等の学習機会を提供します。

	取組の内容	担当課
1	男女共同参画推進員通信において、男女共同参画に基づいた表現を用いるよう啓発するとともに「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」を市キャビネットに掲載します。また、メディア・リテラシーを向上させるため、男女共同参画センターホームページを通して情報発信を行います。	男女共同参画課
2	教職員のメディア・リテラシーを向上させるための研修講座を企画し、開催していきます。	教育研究所

単位施策2 マスメディアに対し、性別役割分担意識を助長したり、女性の人権侵害につながる表現について、自主的な配慮をするよう理解・協力を求めます。

	取組の内容	担当課
1	市の意に反して記事の中に人権侵害につながる表現があったときには、表現方法改善等の申し入れを行います。	秘書広報課
2	報道機関に対して、男女共同参画に関する情報提供を行います。	男女共同参画課
3	ネット上の誹謗中傷の書き込みや性的描写の掲載、青少年に有害な図書類やDVDの販売など、女性差別を助長するような行為等が行われないよう調査を実施します。	青少年課

基本課題Ⅲ 教育や労働の場における男女共同参画の推進

施策1 男女共同参画の視点に立った学校教育・保育の充実

単位施策1 小中学校や幼稚園、保育所において、男女の人権尊重意識を高める教育・保育に努めます。

	取組の内容	担当課
1	日常保育の中で、違いを認め合い、一人ひとりの人権を大切にする保育の充実に取り組みます。	子育て支援課
2	幼稚園においては、男女が一緒になって、楽しく遊ぶ活動を取り入れたり、学級全体で行う活動では男女にとられることなく、自分らしさを発揮できるような経験をさせたりして、男女共同参画の素地を養うとともに、小中学校においては、道德の時間を中心にして、男女が協力することや互いを尊重することの大切さを考える授業を実践し、男女の人権尊重意識を高める取組を進めます。 また、各教科、道德、特別活動、総合的な学習の時間など教育活動全体を通じたキャリア教育を推進するなかで、社会的・職業的自立に必要な能力を育成するとともに、男女共同参画を重んじる態度を養うとともに、家庭科においては、自分も家庭生活を支える一員であるという自覚をもち、生活をよりよくしようとする態度を育成します。	指導課
3	男女の人権尊重意識を高める教育・保育の充実に向け、道德教育や人権教育等をテーマにした研修講座を開催します。	教育研究所

単位施策2 男女共同参画の意識を深め、指導の充実を図るため、教職員や保育士等に対する研修を実施します。

	取組の内容	担当課
1	乳幼児期からの男女共同参画意識の啓発を目的とした研修会を開催します。また、男女共同参画課が実施する研修会に積極的に参加します。	子育て支援課
2	保育・教育に携わる教職員が男女平等・男女共同参画社会について正しく理解できるように、各学校・園の管理職に対して研修の実施を働きかけ、男女共同参画への意識向上に向けた学校教育・保育の充実を図ります。	学校教育課
3	教職員を対象とした人権教育研修会の中で、女性の人権や男女共同参画社会をテーマとした研修会を開催します。	人権教育課

4	男女共同参画の視点を入れた研修講座を開催します。	教育研究所
---	--------------------------	-------

施策2 女性の就労環境の改善と就労支援

単位施策1 賃金や雇用における男女格差を是正するため、国や県の労働機関等との連携を強化し、男女の均等な機会と待遇の確保及び職場における男女共同参画の推進に向けた広報・啓発に努めます。

	取組の内容	担当課
1	男女共同参画センターの情報提供コーナーを充実し、国や県の労働機関からの情報を発信します。	男女共同参画課
2	事業主が女性労働者に対して行う措置の中で、男女雇用機会均等法に基づき、禁止されている措置や義務とされている措置について、厚生労働省作成のパンフレットなどを窓口や企業交流会などで配布し啓発します。また、広報すずかに啓発記事を掲載します。	産業政策課

単位施策2 入札参加資格者名簿に記載のある企業について、男女共同参画の推進に向けた啓発に努めます。

	取組の内容	担当課
1	男女共同参画課で作成した啓發文書を、落札業者に配布します。	契約調達課
2	契約調達課と連携して、工事請負業者に対してチラシ等を配布し、男女共同参画の推進に向けた啓発を行います。	男女共同参画課

単位施策3 女性の就労環境の実情を把握し改善を支援するため、女性労働者団体等の関係機関とのネットワークを整備します。

	取組の内容	担当課
1	市内労働組合の女性部に情報提供等を行い、ネットワークを構築します。	男女共同参画課
2	市内労働組合の女性部と連携して話し合いの場を持ち、女性の就労環境の改善のために行政が行うことのできる支援について協議します。	産業政策課

単位施策 4 女性の就労機会を拡大するため、関係機関と連携し、能力開発や起業のための学習機会の提供に努めます。

	取組の内容	担当課
1	能力開発や起業のための講座を開催し、女性の就労を支援します。	男女共同参画課
2	鈴鹿地域職業訓練センターと連携して、職業訓練や資格取得講座を開催し、女性の受講を呼び掛けます。	産業政策課

施策 3 農林水産業・商工自営業に従事する女性の労働条件の向上

単位施策 1 農林水産業の分野で女性の経営参画を図るため、家族経営協定の締結を促進します。

	取組の内容	担当課
1	農業改良普及センター等と連携して、家族経営協定の普及及び締結促進に努めます。	農林水産課
2	農林水産課と連携しながら、家族経営協定の締結についての理解を求めます。	農業委員会

単位施策 2 関係機関と連携し、生産技術や経営に必要な知識を習得するための講座を開催します。

	取組の内容	担当課
1	商工会議所等関係機関と連携して各種講座を開催します。	商業観光課
2	農業改良普及センター等と連携して、農村女性アドバイザーを活用した農業・農村研修会および交流会を開催します。	農林水産課

単位施策 3 農水産物の生産や加工・販売を進める女性グループを育成・支援します。

	取組の内容	担当課
1	農水産物の生産や加工・販売を進める女性グループを支援します。	男女共同参画課
2	農水産業に関わる女性グループが実施するイベントに対し、活動支援を行います。	農林水産課

基本課題Ⅳ 職業生活における活動と家庭及び地域生活における活動等の両立支援

施策1 子育て・介護支援策の充実

単位施策1 多様な保育ニーズに対応するため、「延長保育」、「一時預かり事業」、「休日保育」、「病児保育」、「特定保育」の充実を図ります。また、ファミリー・サポート・センターを活用し、既存の施設保育では応じきれないサービスを実施します。

	取組の内容	担当課
1	<p>延長保育は市内全園で実施しております。今後も継続して実施し、保育サービスの提供を続けていきます。</p> <p>一時預かり事業、休日保育、特定保育については、事業を実施する保育所の増加を目指し、より一層の保育サービスの充実を図ります。</p> <p>病児保育については、病気の回復期等であるものの、保育所などでの集団保育の困難な児童について、特定の医療機関併設の保育室で一時的に保育しています。</p> <p>ファミリーサポートセンターについては、依頼会員が安心して利用できるよう提供会員数を増やし、提供会員の講習会を充実させることで、質の向上を図ります。</p> <p>今後も引き続き充実した体制で事業を継続し、既存の施設保育では応じきれないサービスを提供します。</p>	子育て支援課

単位施策2 介護を必要とする高齢者や障害者とその家族を支援するため、各種介護サービスを充実します。

	取組の内容	担当課
1	地域包括支援センターでの取組等を広報で周知します。また、介護予防事業では、開催通知を個別に送付したり、介護予防手帳を配布します。	長寿社会課
2	障がい者の自立と介護者の負担軽減を図るため、サービス（制度）の未申請者に対して制度の周知に努めます。	障害福祉課

単位施策 3 放課後児童クラブ、放課後子ども教室の整備・拡充を推進するとともに、公民館などの公共施設の活用を検討します。

	取組の内容	担当課
1	公民館を利用した放課後子ども教室の充実を図ります。	生涯学習課
2	現在、30 小学校区中、27 の小学校区で放課後児童クラブを設置しています。残る 3 校区（庄内・天名・合川）については、設立に向けて準備を進めます。	子育て支援課

単位施策 4 子育てについての情報提供や学習機会の充実に努めるとともに、支援・相談体制の強化を図ります。

	取組の内容	担当課
1	公民館での子育て支援講座の開催や、家庭教育支援のための講座・講演会の開催により、子育てに関する学習機会を提供します。	生涯学習課
2	子育て支援センター（2 か所）及びつどいの広場（6 か所）において、親子が気軽に集える場を開放し、子育て情報の提供を行うとともに、子育てに関する相談や各種事業を実施します。また、子育て支援センター・こども家庭支援室・保健センターの 3 機関が連携を図り、子育て支援・相談体制を強化します。	子育て支援課
3	育児不安を抱える妊産婦・乳幼児の家庭を訪問し、育児相談や保健指導を実施します。また、公民館などでの地区の乳幼児学級や保健センターでのすくすく広場で身体計測・育児相談を実施します。	健康づくり課
4	子育てについての教育相談体制として、臨床心理士による面接相談と電話相談員による相談を実施します。また、発達障がいや不登校の児童生徒の保護者や家族を対象とした相談交流会を実施するなど支援体制を整えていきます。	教育研究所

単位施策 5 ワーク・ライフ・バランスを実現するため、企業に対し、育児や介護の休業制度について周知し、男女ともに制度を活用できるよう啓発に努めます。

	取組の内容	担当課
1	事業主に対して一般事業主行動計画の策定や男性の育児休業取得の推進を促すため、厚生労働省作成のパンフレットなどを窓口や企業交流会などで配布します。また、広報すずかに啓発記事を掲載します。	産業政策課

単位施策 6 市役所において、男女ともに育児や介護の休業制度を活用できるよう取組を進めます。

	取組の内容	担当課
1	育児や介護の休暇制度に関する Q&A, マニュアル等を常に関覧できるように掲示版に掲示するとともに、子育て支援週間の期間中により一層の周知を図ります。	人事課

単位施策 7 介護・子育て等の福祉サービス（社会資源）情報について、だれもが活用できるようなシステムを検討します。

	取組の内容	担当課
1	ホームページや暮らしの便利帳による情報提供の充実を図り、各種制度を周知していきます。	生活支援課

施策 2 男女共同参画の家庭づくり

単位施策 1 家庭における男女共同参画を進めるため、男女が協力して家事や子育てや介護を担う意識と家庭の教育力が高まるよう、広報や学習機会の充実に努めます。

	取組の内容	担当課
1	男性の家庭参画を進めるというテーマで、講演会や広報すずか、情報紙等で啓発を行います。	男女共同参画課
2	公民館において、男女共同参画の理解に向けた講座や、子育て支援講座などの開設に努め、また家庭教育支援のための講演会等を開催することにより、子育てに関する学習機会の充実に努めます。	生涯学習課
3	認知症高齢者を理解してもらうための認知症サポーター養成講座を開催し、男性の認知症サポーターを増やします。	長寿社会課
4	子育て支援センター及び子育て支援総合コーディネート事業の中で、父親も積極的に参加できるような講座を定期的で開催し、子育てに関心を持ってもらえるよう努めます。	子育て支援課
5	育児は、家族皆が協力していくものであるという意識付けを図るため、父親も参加しやすいように講座名、開催日を工夫し、「プレパパママ教室」を開催します。	健康づくり課
6	学校や幼稚園が、保護者に対し、男女が協力して子育てをするための支援や助言ができるよう、教員に対して研修を実施します。	教育研究所

単位施策 2 男性の意識改革を促す講座や料理教室等の生活自立支援に関する実習など、男性のための学習機会を提供します。

	取組の内容	担当課
1	男性の家庭参画を進めるというテーマで、男性セミナー等の講座を開催します。	男女共同参画課
2	公民館において、男性の料理講座など男性の意識改革を促す講座の開設に努めます。	生涯学習課

施策 3 男女共同参画の地域づくり

単位施策 1 地域活動における男女共同参画を促すとともに、地域で活動する様々な団体の意思決定の場へ、女性が参画しやすい風土づくりを進めます。

	取組の内容	担当課
1	地域活動などの方針決定の場への女性の参加を促すために、広報すずかや出前講座等を利用して女性の参画の必要性を啓発します。	男女共同参画課

単位施策 2 NPOやボランティア活動等への参加促進を図るため、様々な市民活動の情報提供や相談体制などの整備に努め、だれもが参画しやすい環境づくりを進めます。また、NPOやボランティア団体等の市民活動団体を支援するとともに、協働に向けた取組を進めます。

	取組の内容	担当課
1	NPO支援講座や研修会等を開催し、NPO等に対する立ち上げや活動の支援に努めるとともに、鈴鹿市民活動情報サイトの特性を生かして各団体の情報発信や交流を図ります。	地域課
2	男女共同参画の市民活動を支援するため、市民委託事業を実施するとともに、館内にチラシなどを置くことができる情報提供コーナーを設けます。また、印刷機、会議室等の安価な貸出、交流スペース、こどもの部屋等の無料開放、貸ロッカーの提供を行います。	男女共同参画課
3	障がい者支援に関する市民活動を支援するため、定期的な話し合いの場を持ち、情報の共有化を図ります。	障害福祉課
4	子育て支援センター及び子育て支援総合コーディネート事業における各種講座、セミナー、出前保育等の実施やサークル活動支援、各種子育て情報の提供（収集・発信）を実施する中で、NPOやボランティア団体等とも連携し、協働した取組を行います。	子育て支援課

単位施策 3 高齢者や障がい者のだれもが、それぞれの能力を発揮しながら、意欲的に生き生きと社会生活を送れるよう、就業や地域活動等に参画する機会の拡大を図ります。また、生きがいつくりや社会参画の契機となるような学習や交流の機会を提供します。

	取組の内容	担当課
1	公民館において、高齢者教室などを開催し、生きがいつくりや学習交流の場の提供に努めます。	生涯学習課
2	高齢者の生きがいつくり等のため、老人クラブの活動を支援します。また、地域での活動や、多種多様な学習会、交流会などの機会を提供します。	長寿社会課
3	障がい者からの相談に応じ、必要な情報の提供など、自立した日常生活や社会生活を営めるよう障害者総合相談支援センター「あい」の運営を支援します。また、在宅障がい者への生活支援のため、リハビリ、住宅改造等の相談アドバイスやパソコン教室開催等を行う障害者生活支援センター「鈴鹿けやき苑」の運営を支援します。	障害福祉課
4	健康教室や健康展を開催し、生活習慣病予防や健康増進に関する講話、体験学習等実施し、広報すずかやCNSにおいても健康増進に関する情報を掲載し、知識の普及と啓発に取り組みます。	健康づくり課
5	高齢者が安心して社会へ参画できるように（社）鈴鹿市シルバー人材センターの運営を支援します。また、鈴鹿市障害者地域自立支援協議会の下部組織である就労部会に参画し、障がい者の就労に向けて、関係機関との情報交換や障がい者雇用に意欲のある企業を対象にした研修会を実施します。	産業政策課

単位施策 4 在住外国人との地域共生を進めるため、多様な価値観を互いに認め合う意識の養成や交流を深める各種施策を充実します。

	取組の内容	担当課
1	コミュニティFM放送を活用した番組「ラジオ広報すずか」でポルトガル語による放送を継続して行います。番組では日常生活に必要なお知らせを放送し、外国人（主に日系ブラジル人）ができる限り早く市民生活に慣れ、地域社会の一員となれるようにします。	秘書広報課
2	外国人の相談に対応するため、行政書士によるビザ・帰化涉外戸籍等に関する専門相談を実施します。また、外国人登録者の多いポルトガル語およびスペイン語について、行政窓口の通訳及び行政情報の翻訳をおこなうため、通訳者を配置します。	市民対話課

3	多文化共生社会実現へ向けた教職員研修会を実施します。また、外国人生徒保護者向け進路ガイダンスを実施するとともに、外国人幼児保護者向け就学ガイダンスや小学校へスムーズに適応できるための体験学習「プレスクール」を実施します。	人権教育課
---	--	-------

施策4 防災，環境分野等における男女共同参画の促進

単位施策1 自主防災組織の充実・強化を図るとともに，地域防災体制における男女共同参画を推進します。

	取組の内容	担当課
1	自主防災組織における女性役員の拡大を働きかけるとともに，地域で防災研修会を行う際に，男性だけでなく女性の参加を呼びかけます。また，講習テーマに女性にあった内容を取り入れます。	防災危機管理課

単位施策2 環境保全に関する女性の高い関心，豊かな経験が生かされるよう，環境問題に関する情報の提供や学習できる機会の提供をします。

	取組の内容	担当課
1	自然や環境に関心を持ち，知識を深めていただくことを目的に実施する体験学習や環境出前講座について，男女が参加しやすい企画で開催します。	環境政策課

基本課題Ⅴ DV・セクハラ・児童虐待等人権侵害対策の推進及び心と体の健康づくり支援

施策1 DV・セクハラ・児童虐待等人権侵害対策の推進

単位施策1 人権を無視した暴力行為は犯罪であることを周知し、予防するための啓発に努めます。

	取組の内容	担当課
1	広報すずかの「ひろげよう人権尊重の輪」においてコラムを掲載し、暴力行為は犯罪であることを訴えます。また啓発手帳を作成し、その中でDVやセクハラ等は犯罪であることを周知します。	人権政策課
2	DV、デートDV、セクハラを防止するため、男女共同参画センターホームページやチラシ等で情報を発信します。	男女共同参画課
3	介護疲れに伴う介護者等による虐待を防止するため、高齢者の総合相談の拠点として設置された地域包括支援センターの取組内容などを記載したパンフレット「地域包括支援センターだより」の折り込みを継続し、周知していきます。	長寿社会課
4	児童虐待・DV防止についての研修会を開催するとともに、各種研修会において児童虐待・DVに関するリーフレットを配布します。	子育て支援課
5	子育て支援のための教室を開催し、児童虐待等を防止するための啓発を行います。	健康づくり課
6	虐待を受けている可能性のある子どもを発見しやすい立場にある学校、幼稚園に対して啓発、指導を強化することにより、虐待の防止、早期発見に努めます。	教育研究所

単位施策2 悩みを抱える住民情報の収集や通報体制について地域のネットワークを整備し、DVや児童虐待等の予防と早期発見に努めます。

	取組の内容	担当課
1	女性のための相談事業においてDVや児童虐待を把握した場合、関係課への確に情報を提供し、連携して早期発見に努めます。	男女共同参画課
2	虐待防止や早期発見のため、権利擁護のまちづくりネットワーク会議を定期的で開催し、システム作り、研修、意見交換を今後も継続していきます。	長寿社会課

3	児童虐待が進行し深刻化することを防ぎ、地域住民一人ひとりが周りの児童に関心を持ち、虐待に気づき、ためらうことなく通告していただくために、啓発活動を実施し、早期発見・早期対応の要となる通告行動を喚起します。	子育て支援課
4	主任児童委員に母子保健推進員と赤ちゃん訪問員を依頼し、その委員が実施する母子保健推進活動や赤ちゃん訪問を通じて、子育て中の親子への支援や地域での見守りなどに取り組みます。	健康づくり課
5	子育て支援課との連携を深め、児童虐待に関する連絡体制を整えるとともに、学校、幼稚園からの虐待に関する情報の通報体制を強化し、防止と早期発見につながるよう努めていきます。	教育研究所

単位施策 3 女性相談所や児童相談所、警察等の関係機関とのネットワークを強化し、被害者の保護に努めます。

	取組の内容	担当課
1	相談者に対して的確な情報提供ができるよう、関係機関との情報共有に努めます。	男女共同参画課
2	虐待防止や早期発見のため、権利擁護のまちづくりネットワーク会議を定期的に開催し、システム作り、研修、意見交換を今後も継続していきます。	長寿社会課
3	要保護児童等・DV対策地域協議会の代表者会議を年2回、実務者会議を年3回、個別ケース会議を適時開催します。	子育て支援課
4	医療機関や関連行政機関と連携し、妊娠届出時のアンケートや乳幼児健診などにおいて育児に困難を抱える家庭を早期に発見し、必要があると判断した場合には、支援する専門機関へつなげていきます。	健康づくり課
5	児童虐待の情報を子ども家庭支援室等と共有し、被害児童生徒の保護に関して連携を強化していきます。	教育研究所

単位施策 4 DV被害者の自立に向けて、具体的な支援方策を調査検討します。

	取組の内容	担当課
1	経済的に困窮しているDV被害者の自立に向けて、生活保護の適用を検討します。	生活支援課
2	女性相談員を配置し、DV被害を受けた女性に対して助言・指導を行います。同時に年間を通じて各種研修に参加し、専門的な知識の習得及び相談技術の向上に努めます。	子育て支援課
3	福祉部局からの依頼により、DV被害者の早期避難が必要な場合、市営住宅の空室を目的外入居として活用していきます。また、あんしん賃貸住宅事業も活用し住居確保に協力していきます。	住宅課

単位施策 5 庁内の相談窓口の連携を図り、相談体制を強化します。

	取組の内容	担当課
1	DVなどの人権侵害相談について、関係各課及び相談員の合同会議等を開催し、連携を図ります。	市民対話課
2	人権相談を窓口や電話などで受け付け、その中でDV・セクハラ・児童虐待などの相談があった場合は、速やかに適切な相談機関を紹介します。また、研修に出向き、専門知識を身につけるようにしていきます。	人権政策課
3	関係課が主催する連携会議に参加し、情報共有を図ります。	男女共同参画課
4	DV等の緊急を要する相談において、不適切な対応による二次被害を防止するために庁内相談窓口相互の連絡を密にし、速やかな支援ができるよう相談体制の充実を図ります。	子育て支援課
5	妊娠届出時のアンケートや乳幼児健診等において、DV・セクハラ・児童虐待等の相談があった場合、関係機関と連携して対応します。	健康づくり課
6	子ども家庭支援室等と速やかに連携することにより、児童虐待に関する相談に早急に取り組みます。	教育研究所

単位施策 6 市職員・教職員に対し、セクハラ等の人権侵害行為に関する啓発研修を実施します。

	取組の内容	担当課
1	新採職員、管理職員など階層別に必要に応じて啓発研修を実施します。また、外部機関等の電話相談窓口を周知します。	人事課
2	市内全小中学校において職場環境を見直すとともに、研修会を年1回以上実施することを学校長に求める等、セクハラが発生を未然に防止するための啓発活動を行います。	学校教育課

施策 2 心と体の健康づくり支援

単位施策 1 妊娠・出産期や更年期など生涯にわたる女性の心と体の健康づくりを支援するため、健康教育や健康相談などの保健事業を充実します。

	取組の内容	担当課
1	助産師、薬剤師、栄養士、保健師等により、女性のこころとからだの変化、健康で過ごすための食生活等について5回シリーズでセミナーを実施します。	健康づくり課

単位施策 2 男女の心の健康づくりを支援するため、相談事業の充実に努めます。

	取組の内容	担当課
1	女性のための相談事業を実施し、電話相談については相談日を増やして、相談事業の拡充に努めます。	男女共同参画課
2	相談対応能力の向上を図り、こころの相談に電話・来所・訪問により対応します。自殺予防のための事業を開催するとともに、精神保健の関係機関との連絡調整を図ります。	健康づくり課

単位施策 3 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理念について、認識を深めるための広報・啓発活動を進めます。

	取組の内容	担当課
1	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理念を周知するため、男女共同参画センターホームページやチラシにより情報発信し、意識啓発します。	男女共同参画課
2	乳児・幼児家庭訪問での保健指導やプレパパ・ママ教室の健康教育において、リプロダクティブ・ヘルス/ライツを周知します。	健康づくり課

単位施策 4 小中学校において、正しい性や健康に関する指導の充実に努めます。

	取組の内容	担当課
1	小学校の保健領域、中学校の保健体育科、道徳の時間、総合的な学習の時間等で、正しい性や健康に関する学習を行うとともに、ポスターやパンフレット類を配布して啓発します。また、「すずか夢工房一達人に学ぶ」事業で、産婦人科医等から、生命の尊重、性についての話を聞く機会を設定します。	指導課

単位施策 5 性に関する正しい知識を普及し、男女がお互いを思いやる意識づくりを図ります。また、個人の尊厳を大切にする観点から、性同一性障害などの性的少数者への偏見解消に努めます。

	取組の内容	担当課
1	性同一性障害について、男女共同参画センターホームページやチラシ等で情報を発信します。	男女共同参画課
2	幼稚園・小・中・高等学校が性教育を希望した場合、助産師会の出張を支援します。	健康づくり課

鈴鹿市男女共同参画実施計画
平成24年度～26年度

【編集】

鈴鹿市生活安全部男女共同参画課

郵便番号 513-0801

鈴鹿市神戸二丁目 15 番 18 号

電話 059-381-3113

ファックス 059-381-3119

電子メール danjokyodosankaku@city.suzuka.lg.jp

ホームページ <http://www.gender-free.city.suzuka.lg.jp/>